毎月10日は住民相談日です。気軽においでください。

幸せを明日(あした)につなぐ 火の始末

春の火災予防運動

春季火災予防運動が、二月二十九日から三月十三日まで、全国一斉に実施されますが、新潟県は、気象条件の特殊性を考慮して、四月一日から四月七日までの一週間県下一斉に運動が展開されます。

今季は、車両及び林野火災、一般火災の防止、特に火災による死傷者発生防止に重点がおかれています。

春先は、とかく気がゆるみがちであり、空気の乾燥などから例年火災が多発しやすく、また大火災になりやすいので、火の元には十分ご注意下さい。

建物共済加入は時価額いっぱいに

これから春先にかけて最も火災事故の多いシーズンとなります。

各ご家庭では万一の事故に備えて火災共済に加入されていることと思いますが年々上昇する諸物価とともに現在加入の建物共済も補償がだんだん下ってきます。皆様のご家庭では建物の時価額に見合った契約でしょうか？

三月末まで建物推進月間として、各部落の推進員の方々が加入の取りまとめに伺いますので高物価に見合う契約をお願い致します。

なお、くわしいことは役場農政課共済係まで問い合せ下さい。

建物種類＼加入共済金額	100万円	200万円	500万円	700万円	1,000万円
住宅，農作業場，納屋，倉庫，畜舎	1,500円	3,000円	7,500円	10,500円	15,000円
店舗，公民館，事務所，理髪店，寺院	2,400	4,800	12,000	16,800	24,000
食堂，飲食店，製材場，製粉場，製麺場	4,400	8,800	22,000	30,800	／

道路は広く きれいに使いましょう

―岩室村道路占用規則―

道路に工作物、物件や施設を設け、道路を使用しようとするときは、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。

一、電灯柱、電話柱、郵便差出箱、広告塔その他これに類する工作物。

二、水道管、ガス管、下水管その他これに類する物件。

三、歩廊、雪よけ、通路、橋梁その他これに類する施設。

四、露店、商品売場その他これに類する施設。

五、その他、道路の構造又は交通に支障をおよぼすおそれのある工作物、物件、施設。

以上のように道路を使用する場合、皆さんの大切な公共施設である道路を正しく維持し、交通の確保を図るためにも、是非ご協力をお願いします。

伸ばせ体力 明日への力

第五回村民卓球大会成績

冬期間の運動不足を卓球で解消しようと多数の人が参加され、体力の増進を図りながら熱戦健闘し一日中にぎやかに盛会のうちに終りました。

成績は次の通り。

◎団体男子の部
一位　役場チーム
二位　八木チーム
三位　末広チーム
三位　岩中OBチーム

◎団体女子の部
一位　末広チーム
二位　高一チーム
三位　役場チーム

◎個人一般男子の部
一位　池　一弘
二位　堀川　善松
三位　斎藤　俊晴
三位　八木　良征

◎個人青年の部
一位　阿部　正彦
二位　久保田春一
三位　竹内　春光
三位　藤田　昭夫

◎個人女子の部
一位　海津　恵子
二位　田中　弥生
三位　伊柳リイ子
三位　後藤美奈子

なお、詳しいことは、岩室村役場建設技術課（電話二―四一一一番）にお問い合せください。申請用紙も建設技術課に備え付けてあります。

固定資産課税台帳の縦覧

四月に延期

例年三月一日から行なわれていた土地や家屋、償却資産などの固定資産課税台帳の縦覧が、今年は四月九日から四月二十八日までに変更されます。

これは三年に一度資産の評価替をすることになっており今年がその年に当り、国の手続きのおくれなどから一ケ月縦覧が延期されることになりました。

危険物取扱者講習 該当者は受講を

危険物取扱者（甲種、乙種）を対象に次のとおり講習会が開かれます。

受講義務者は、危険物取扱者免許のあるもので、五年に一回受講しなければなりません。

日程　三月十六日（火）
会場　燕市水道町　総合文化センター
その他　詳しい事は消防岩室分署へお尋ねください。

村民体育館の使用について

村民の体力の保持、増進の場として村民体育館の開放を行なっておりますが、使用につづいて次の注意事項を守って使用して頂きますようご協力をお願い申上げます。

使用注意事項

一、役場当直者に申出て、使用簿に記入事項を記入の上、カギを借用すること。

二、体育用具は、役場当直者の指示に従い使用のこと。

三、用具の貸出しは、バレーボール、卓球用具とする。

四、使用については（児童は五名以上の団体）とする。

五、土足厳禁（屋内用運動靴を着用のこと）。

六、体育館、体育用具は大切にあつかうこと。

七、使用後は整理、整頓し借用物は必ず役場当直者に返納すること。

八、以上使用上の注意又は体育館前掲示の使用注意事項を守って皆んながいつでも楽しく使用出来るようお願いします。

救急出動は生命が危険な時

最近救急車がタクシーがわりに使用されております。本来救急車は、災害や交通事故等で生命が危険で一刻も早く病院へ患者を搬入しなければならない場合でこのようなときに限り救急車を要請してください。

要請時の注意事項

一、事故発生場所

二、発生原因（事故、急病など）

三、傷病者の数や状態、性別、年令等をできるだけくわしく連絡するようにして下さい。

注、急病の場合は、かかりつけの病院を連絡ください。又、保険証を持参してください。

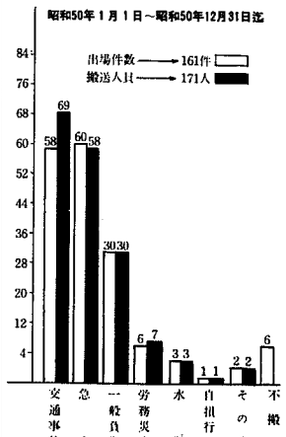

完納で村は明るく伸びて行く

通信婦人学級で学んで①

「張りのある生活をする為に……意義深い」

原大岩文恵

家庭の中にとじこもってしまい、ペンをとって文を書くことはもちろん、新聞を読むことさえもよほど心がけないと読まないで終ってしまう私……

毎日の生活に追われ、自分自身の教養の摂取がおろそかになり、いざ世の中のことをどう思うか……とか、何々について感想を書け……なんていわれるとテレビのニュースで知っている程度なものだから、何の危機感も先見性も持てずに文を書こうとすると、文字を忘れてしまっていたり、文章にまとめようにも、頭の中でボーとした感じで満足なものが書けない。こんなではいけない、外で働く婦人の顔つきがどことなく一味ちがうことがうらやましく、このまま年をとったらどんな婆さんになるだろうか……あせりを感じていたところへ通信婦人学級への誘いがあった。

始め最後まで続けられるだろうか、という不安があった。しかし、これをやっているうち何かこれまでにない考えを、月毎のテーマから、あるいは一緒にやっている人達から学べるのではないか。また、これを機会に自分自身にハッパをかけ、毎日張りをもって生活する区切りにしようと思い参加することにした。

はじまってから約半年、時には投函をしないでむなしい思いを味ったこともあり、時には思うことが充分書きあらわせなく、くやしい思いをしたこともあった。

実際やってみると、やはり初めの意気込みもだんだんうすれ、努力もたりないこともあって、参加しての意義も最初考えた程のことは達成されていない。

部落の七人の仲間と討論するのもいいと思っていたが自分の解答を投函するのが精一杯で、とてもそこまではできなかった。しかし他人から与えられたものではあるが、月々、何かについて考えることはとても意義あるものと思う。

最後に、解答を書くには書くべきことが広範囲すぎてまとめにくいと思ったり解答を出しても良し悪しの判定が下されることもないことに、ものたりなさを感じこれまでどういう意義があるものだろうと不平もあった。

しかし、私達はもう子どもではない。自分の解答は自分で判定し、どのくらい意義深いものにするかは自分の心がけにかかっているのだと思いなおした。

だからやりようでは一年間を無意味に終らせてしまうこともあるのだと思うのである。

これからも一層がんばりたいと思います。

戸籍シリーズ (3)

養子縁組

【問】養子縁組が有効に成立するうえに最も重要な要件は何か、そのほか縁組の要件があるなら教えて下さい。

【答】養子縁組については民法上はいろいろの要件が定められています。これらは届出の方式についての要件をのぞき、いづれも「実質的要件」といわれるものです。すなわち

(1)成年に達しないと養子を迎えることが出来ない。

(2)尊属や年長者を養子とすることはできない。

(3)後見人が被後見人を養子とするには家庭裁判所の許可が必要です。

(4)配偶者のある者が縁組をするには配偶者とともにしなければならない。（ただし夫婦の一方が他の一方の子を養子とするときは共同で縁組しなくてもよい）

(5)十五才未満の者が養子となるときはその者の法定代理人が代って縁組の承諾をする。

(6)未成年者を養子とするには家庭裁判所の許可が必要です。（ただし、自己又は配偶者の直系卑属を養子とするときは家庭裁判所の許可は不要である）。

ところで右にあげたものはいづれも法律上、はっきりした規定のある要件ですがしかし養子縁組としては以上申し上げた要件よりもっと重要なものがあることを忘れてはなりません。

それは縁組当事者双方に真に養親子関係を形成しようとするものの意思の存在することであります。

"国民年金保険料が"

四月から一、四〇〇円に

昭和五十一年四月から国民年金の保険料はこれまでの一、一〇〇円から一、四〇〇円に改められます。将来のあなたの年金をよりよくするためにぜひご協力下さい。

国民年金保険料の前納取扱について

昭和五十一年四月分より一年分前納取扱は四月より昭和五十二年三月分までの一年分前納取扱は四月より致します。

「高額療養費」の支給申請は早めに

同じ月内に同じ病院や診療所に、ひとりの被保険者が「三万円」以上の自己負担（医療費の三割）を支払った場合は、三万円をこえた額（但し、差額ベット代や歯科の差額診療など、保険診療外のものは除く）は全部国保が負担して、あとから払いもどしいたします。

これは、被保険者の申請にもとづいて行なわれますので、該当される方は、「受領証」と「印鑑」を持参の上、社会福祉課の国保係へ申請ください。

西蒲酪青研より 社会福祉に寄付

西蒲酪農青年研究連盟から、昨年に引き続き社会福祉にと五千九百六十円の寄付を、西中の大平幸雄さんが代表で、役場へ届けられました。

毎年大変ありがとうございました。有効に活用させていただきます。

高令者講座開設

期日　三月十四日
場所　静閑荘
主題　対話集会
参加者　村側、高令者、青年層、壮年層、婦人層

産業育成資金貸付について お知らせ!!

前回昭和五十年度第二回貸付より、貸付限度額の引上げ、貸付期間の延長等、貸付規程の改正に伴い従来の三月貸付は、五十一年度第一回四月貸付となりますのでお知らせいたします。

・貸付限度額　八十万円
・貸付期間　六ケ月
・貸付申込みは四月上旬の予定です。